

見積参考資料の提示について（事業者向けお知らせ）

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課技術企画室

愛媛県土木部が発注する建設工事及び委託業務において、積算条件明示の統一化を図り、入札の公正性を確保することを目的として、入札情報公開システム上で見積参考資料の提示を開始します。なお、今回の資料提示に伴い、入札参加者に新たな対応等を求めるものではありません。

- 対象工事及び業務
土木部が発注し、積算システムを用いて設計書を作成する全ての工事及び業務
- 適用開始
令和8年4月以降に積算する工事及び業務
- 見積参考資料の取扱いに関する留意事項
見積参考資料は、入札参加者の適正な工事費又は業務委託費の見積りのための一資料であり、請負契約又は委託契約を拘束するものではありません。
- 提示方法
入札情報公開システムの入札予定ページにおける各工事・業務の説明文書等の欄（赤枠箇所）に見積参考資料を添付します。

HP掲載箇所

ここに添付されます。（ファイル名「見積参考資料（工事番号または業務番号）.pdf」）

見積参考資料イメージ

見積参考資料	
工事番号	〇〇第〇号の〇
工事名	〇〇〇改修工事
河川名、路線名等	(二)〇〇水系 〇〇川
工事箇所	〇〇市〇〇
事務所名	〇〇土木事務所

1. 「見積参考資料」は入札参加者の適正な工事費の見積りのための参考資料であり、請負契約を拘束するものではない。（仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、契約約款及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めること。）

2. 工事費の見積りにおいては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとする。

3. 「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、工事請負契約書の規定に基づき、必要に応じて協議を行う場合がある。